

令和4年4月12日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について

【総務部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	特になし
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案（対処方針を除く）	<p>(1) 私立学校等に対し、教職員等への追加のワクチン接種を呼びかける通知を行った(令和4年4月12日付け)。 併せて沖縄県広域ワクチン接種センター企業団体接種の案内を行った。 <送付先> 78校 私立小学校 4、中学校 6、高等学校 8、 専修・各種学校 60</p> <p>(2) 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を踏まえ、県職員の対応方針(外出、出勤、会食、出張、人との接触低減、ワクチン接種)を定めて通知している。</p> <p>(3) 引き続き、庁舎内における換気や定期的な消毒等感染拡大防止対策を行う。</p>
3. その他	特になし

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月13日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について

【企画部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	<p>(現行の対処方針について、感染拡大時に各部局で対策を追加、または強化できる内容を記載)</p> <p>※別添: レベル毎の措置検討資料参照</p> <p>—</p>
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案 (対処方針を除く)	<p>(対処方針に記載しないものの、感染拡大時に各部局で新たな対策や対策を強化する内容を記載)</p> <p>※イベント、事業の中止等も含む</p> <p>警戒レベルの引き上げ等にあわせて、以下の対応を行う。</p> <p>(地域・離島課)</p> <p>1 離島の往来について県民や来訪者に向けてさらなる周知の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・移住希望者へ SNS による県対処方針やまん延防止等重点措置の発出等の周知徹底・離島往来前のワクチン接種完了やPCR検査等の呼びかけについて県 HP 等で周知徹底・往来する離島の受入状況等について各離島市町村の HP 等で確認するよう、県 HP 広報等で周知徹底 <p>2 事業実施にかかる募集時期の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・離島への往来を伴う派遣事業(離島ブランディング(島あっちい・島まーる推進)事業、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業)等については、派遣にかかる募集時期の検討を行う。
3. その他	<p>—</p>

令和3年4月13日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【商工労働部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	<p>(現行の対処方針について、感染拡大時に各部局で対策を追加、または強化できる内容を記載)</p> <p>※別添: レベル毎の措置検討資料参照</p> <p>① 基本的な感染対策の徹底、ワクチン接種の勧奨 商工労働部関係団体等を通し、会員や企業等に対して、個別周知に取り組むことで、実行性を高めるための感染対策に努める。</p>
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案 (対処方針を除く)	<p>(対処方針に記載しないものの、感染拡大時に各部局で新たな対策や対策を強化する内容を記載)</p> <p>※イベント、事業の中止等も含む</p> <p>① GoTo イートの取扱い検討 1月9日～食事券の販売及び店内利用の停止 再開に向けては、専門家の意見や感染状況等を踏まえ検討する</p> <p>② 事業、イベント実施可否の検討 延期、オンライン開催、ハイブリッド開催、感染対策を徹底した上での実施等</p> <p>③ ワクチン団体接種の促進 商工労働部関係団体等に対し、県広域ワクチン接種会場での団体接種を呼びかける。</p>
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年4月14日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【文化観光スポーツ部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	○空港 PCR 検査の拡充 ・那覇、宮古、下地島、新石垣、久米島 実施件数(上限) 那覇:500件/日 →700件/日 宮古:150件/日 →2倍300件/日 下地島:100件/日 →2倍 200 件/日 新石垣:150件/日 →2倍300件/日 久米島:100件/日 ※実施時期は調整中
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案(対処方針を除く)	○情報発信 ・プロスポーツチームの協力による県民向け感染拡大防止の呼びかけ(県対処方針の感染再拡大防止と社会活動継続のためのお願いをチーム HP や SNS において配信) ・ミス沖縄の協力による SNS 等を活用した感染対策のお願い ○イベント等への対応 5000 人を超えるイベントでは、主催者から2週間前を目処に感染防止安全計画を提出していただき、内容を確認、感染防止対策について適宜助言等を実施 ・4/12(火),13(水)巨人 vs DeNA 安全計画確認済 ・5/17(火),18(水)西武 vs ソフトバンク 安全計画提出待ち
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年4月12日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【病院事業局】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	※新たな対処方針に記載する対策としては該当なし。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案（対処方針を除く）	<ul style="list-style-type: none">○引き続き医療フェーズに応じたコロナ病床を確保し、主に中等症以上のコロナ患者を受け入れる。○看護師については、今年度は定期採用者に加えて正職員を30人程度多く採用し、業務の負担軽減に努める。○県立病院職員の休業者増等により人員が不足する場合は、県の方針に基づいて早期の業務復帰に努めるとともに、県立病院間で職員の応援派遣を行うほか、本庁から職員を派遣するなどによりコロナ病床を確保する。○県立病院におけるクラスターの発生防止、感染拡大防止に努める。○県コロナ対策本部からの要請に基づき、クラスターが発生した社会福祉施設等へ県立病院職員の派遣を行う。○ワクチンの住民接種について、県立病院も可能な範囲で協力し、住民接種の加速化を進める。
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月13日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【子ども生活福祉部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	<p>昨今の感染状況の特徴として、高齢者施設における感染者の増加があると認識している。これを受け、新たな対処方針においては、高齢者等福祉施設の利用者への感染対策として、「面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮するとともに、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する」としている。</p> <p>この面会時の対応については、昨年度、国の通知を受け、高齢者施設に実施を要請したところだが、昨今の状況を鑑み、改めて、感染防止対策の対策徹底と併せ周知を図りたい。</p>
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案（対処方針を除く）	<p>感染拡大時において、保育所や放課後児童クラブにおいて感染者が発生した場合、接触者については積極的に学校・保育PCR等を活用して、PCR検査を実施し、陰性の結果が判明するまでの間又は5日間の待機を依頼するよう周知を図る。</p> <p>また、県総合福祉センター等の公共施設においては、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染状況を踏まえた防止対策を実施する。</p>
3. その他	<p>高齢者施設内での療養の支援については、これに伴う割増賃金や衛生費の追加等の「かかり増し経費」の補助が7月末まで延長された。</p> <p>子どもの居場所等については、感染拡大に伴い多くの影響が懸念される。そこで、「日時を指定して同時に居場所にいる人数を減らす」、「食事提供は入口で」等、国からの通知を踏まえ、市町村に情報提供を行っていく。</p>

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月12日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【教育庁】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	<p>蔓延防止等重点措置レベルの対応である、下記対処方針を追加する。</p> <p>「学校行事(歓迎行事、遠足、宿泊学習等)は、地域や学校の状況を踏まえて延期、縮小、又は中止すること。」</p>
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案(対処方針を除く)	<p>○春休み期間中に、学校活動外での感染が拡大していることから、学校が再開された後、学校内で感染症対策を確実にを行い、若年層の感染拡大防止を図る必要がある。</p> <p>○そのため、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、及び沖縄県医師会から協力を頂き、感染予防のために最も重要な事項をわかりやすくまとめたパンフレット「感染予防4つの基本」を作成し、市町村教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育事務所に発出。</p> <p>※以下4つ</p> <p>①手洗い ②マスク ③換気 ④症状がある場合欠席</p> <p>○また、現在沖縄県は「感染レベル2」の状況であるが、通知「教保第43号 県立学校における地域の感染レベルに応じた感染対策等について」により、感染レベル3「2」相当の感染症対策を行うよう指示。</p>
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月14日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【環境部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	○新型コロナウイルスに関する感染性廃棄物等の適正処理について、引き続き県HPに掲示するとともに、新たな対処方針について市町村関係部局や事業所に周知を行う。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案（対処方針を除く）	【地域環境センター】 ○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で利用者を受け入れる。 【平和創造の森公園】 ○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で開園する。 〔 ・ 職員の健康状態の確認及び衛生管理 ・ 施設の密集・密閉・密接対策、消毒対策等 ・ 来場者の健康状態の確認等飛沫感染対策 等〕
3. その他	○県民の生活環境を守るため、引き続き廃棄物処理事業者及び所管施設に対して感染防止対策の周知徹底を依頼する。 ○可能な限り、各種会議やイベントの縮小・中止する。

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月12日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【農林水産部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	(1) 県立農業大学校 ・講義は、各教室の収容人数を制限し、マスク着用、換気を行う等により三密を避け通常の教育活動の品質を確保。 ・学生に対しワクチン接種の推奨とともに、高齢者等への接触機会の多い農家派遣実習は、派遣前のPCR検査を徹底。 ・学生食堂は入場前の手指洗浄・消毒、使用時間を分け、人数制限を実施。対面にならないように座席を配置。黙食指導。 ・課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、飲食等での「感染防止対策認証店」の利用推奨等の注意喚起。 (2) 公園(県民の森) ・感染防止対策を徹底した上で通常どおり開園するが、感染防止のため施設の利用制限を実施。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案(対処方針を除く)	○特殊病害虫対策本部会議等の重要会議については、事前の健康管理及び感染防止対策を徹底しつつ開催するとともに、参加規模の大きな会議(部内各課、出先機関長会議や関係団体との農政意見交換会議等)については、延期またはオンライン形式の実施へ変更。 ○関係団体に対し、4月11日付文書で、県広域ワクチン接種センターでの企業・団体枠等を活用した職場でのワクチン接種の推奨、BCPの再点検、移動・会食に関するリスクの回避等の徹底のほか、直売所等の集客施設に訪れる購買者に対し県の対処方針等に関する周知について協力依頼。
3. その他(新型コロナウイルス感染症に係る現在の体制)	○R4年度の職員派遣状況 ・対策本部等への兼務発令職員を34人派遣 (通年:18人(うち宮古・八重山2名)、3ヶ月交代:8人、2ヶ月交代:8人) ・各保健所等への動員職員の派遣 4月は延べ420人

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月 14 日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【土木建築部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案（対処方針を除く）	
3. その他	【技術・建設業課】 感染拡大に伴い、建設業関係団体等に対し、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の取扱いについて、あらためて周知する。

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月12日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【出納事務局】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	(現行の対処方針について、感染拡大時に各部局で対策を追加、または強化できる内容を記載) ※別添:レベル毎の措置検討資料参照 なし
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案(対処方針を除く)	(対処方針に記載しないものの、感染拡大時に各部局で新たな対策や対策を強化する内容を記載) ※イベント、事業の中止等も含む ○職場内における基本的な感染対策及び時差出勤の励行を継続して実施する。 ○徴収事務等の検査や会計事務に関する研修等では、書面やリモート等の活用により密を避けて取組む。
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月14日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【企業局】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	<p>(現行の対処方針について、感染拡大時に各部局で対策を追加、または強化できる内容を記載)</p> <p>対処方針に基づく対応を徹底する。</p>
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案(対処方針を除く)	<p>(対処方針に記載しないものの、感染拡大時に各部局で新たな対策や対策を強化する内容を記載)</p> <p>※イベント、事業の中止等も含む</p> <p>職員の感染防止対策を強化するため、</p> <p>①改めて基本的な感染防止対策を徹底するよう企業局長から職員に通知する。</p> <p>②業務上、本島周辺離島へ出張せざるを得ない場合は、出張前と出張後のPCR検査受験を徹底する。</p> <p>また、安定的な水供給体制を確保するため、</p> <p>③浄水場勤務の経験を有する職員を把握し、代替要員として確保するとともに、全職員の最寄りの勤務公署までの距離を調査し、参集人数を事前に把握して初動体制を強化する。</p> <p>④在宅勤務の実施体制を強化するため、web会議用タブレット端末の追加購入を検討する。</p> <p>⑤各浄水場見学の受け入れ中止や、小学校への出前講座のオンライン化に取り組むとともに、浄水場においては、運転管理の職員が常駐する監視室の分散化を行うなど、引き続き、感染防止対策等に取り組む。</p>
3. その他	<p>引き続き、工業用水の料金について、企業から希望があれば支払を猶予する。</p>

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和4年4月 11 日

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の新たな対策案等について
【警察部】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における新たな対処方針の対策案	(現行の対処方針について、感染拡大時に各部局で対策を追加、または強化できる内容を記載) ※別添:レベル毎の措置検討資料参照
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における対策案 (対処方針を除く)	(対処方針に記載しないものの、感染拡大時に各部局で新たな対策や対策を強化する内容を記載) ※イベント、事業の中止等も含む 現在、県警察では、「警察施設における感染拡大防止対策」、「DV,児童虐待対応」、「特殊詐欺等対応」、「繁華街等における警戒活動」等を行っている。 同取組に加え、令和3年6月1日からオンライン化されている「警察行政手続」の 20 項目について、積極的な広報等を実施し、非対面での申請手続を推進しているところ、更に周知活動を徹底して接触機会を減らし、感染拡大防止を図る。
3. その他	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。



学校や園で過ごすみんなと保護者の方に知ってほしい



かんせんよぼう きほん
感染予防4つの基本

新学年を迎えるにあたって、あらためてみなさんに大切な感染対策について知ってほしいと思い、作成しました。こどもたちや若いみんなの間で、まだまだ新型コロナウイルスが流行しています。新学年も学校や園で元気に過ごせるように、4つの基本に気をつけてください。



1. いつも手をきれいに洗いましょう

ウイルスやばいきんは手を介して周りに広がります。私たちは汚れた手で気づかぬうちに顔を触っています。目、口、鼻からウイルスやばいきんが体の中に入り、感染が始まります。外から帰ってきたとき、食事の前、トイレの後など、手をきれいに洗いましょう。



2. 学校や園ではマスクをつけよう

マスクはコロナウイルス感染症を予防するのに、とても効果があります。屋内ではマスクをつけましょう。運動するときや校庭での活動のときは、マスクをはずしても OK です。食事などマスクをつけられないときは、他の人と距離をとって、お話は控えめにしましょう。



3. 部屋を換気しよう

人が集まる場所は風通しをよくしましょう。たとえば、教室は休み時間ごとに5分程度、ろうかどベランダ側の両方の窓を開けましょう。換気のための扇風機は、風が教室の中から外に向かうように使いましょう。



4. かぜをひいたかな？と思ったら学校は休もう

おうちで毎日体温を測りましょう。熱がなくても、いつもと違う症状(のどの痛み、咳、だるさなど)がある場合は、学校は休んで、お家でゆっくり過ごしましょう。周りの人に感染症を拡げないために、とても大切なことです。

沖縄県教育委員会・沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議・沖縄県医師会



学校の先生方、保護者の方々の参考になればと思い、学校での感染対策についての Q&A をまとめました。

—— Q 朝の校門での検温は必要ですか？

A 体調を確認し症状があるなら登校・外出しない、というのが大切な感染対策の原則です。従って検温は校門で行うのではなく、各家庭で行ってきてもらいましょう。できる場合は、こどもたち自身で検温するのが望ましいです。感染対策が「大人から押し付けられるもの」ではなく、「自分自身を守るための手段」であるという主体的な考え方にもつながっていくと思います。



—— Q 教室にデスクシールドは必要ですか？

A デスクシールドは飛沫感染を予防するものですが、むしろ換気が悪くなり、教室では発症者が増えた、という研究結果もあります。皆がマスクを着用している状況では飛沫感染対策はとられており、デスクシールドは不要です。ただし、マスクを着用せずに話をする、近接して食事をしながら会話する場合などは、デスクシールドの意義はあります。状況に応じて付け外しを検討してください。

—— Q 放課後の消毒作業(教室の机、廊下の手すり、トイレなど)は必要ですか？

A ウイルスはそもそも時間とともに不活化していくため、放課後に消毒することでの追加効果は僅かです。また環境表面からの感染リスクは飛沫感染などと比較して低いです。普段の清掃をきちんと行っていれば、特別な消毒作業は不要です。

—— Q 部活動の練習にあたっての対策はどうすればよいですか？

A もっとも大切なことは、症状のある人が練習を休むことです。また練習以外の場面、更衣室でのおしゃべりやミーティング、練習後に個人の家に集まって談笑したり、ゲームをしたりということのほうが、リスクが高いです。地域流行の規模が大きくなり、学校内でも感染者が増え始めているような状況では、部活動の休止も検討してください。多人数が集まるような対外試合は、事前に参加者の検査陰性を確認するか、地域流行が収まるまで延期することをお勧めします。

—— Q どのような状況であってもマスクを着用すべきですか？

A マスクを着用することで、新型コロナウイルスの感染が予防できることは、多くの研究によって科学的な根拠が示されています。ほとんどの場合、マスクは安全に使用することができます。ただし、激しい運動では呼吸やガス交換に影響するため、運動時のマスク着用は勧められません。また、登下校時など野外では、友人と連れ立って帰るときなどを除いてマスク着用は不要です。アレルギーがあつたり、不快感が強いなど、マスクを着用することができないのに着用を強制することのないようにしてください。周囲がマスクを着用することにより、その人を守ることができます。

—— Q いまの対策は、いつまで続けなければならないのでしょうか？

A いつも微生物は私たちの裏をかくようにして、勢力を盛り返してきます。決して侮ることなく、それぞれに対策を進めていくことが必要です。自然災害や気候変動など、自然は私たち人類に制限を加えてくるものです。しかし、それを乗り越えることで人類社会は発展してきました。コロナが消え去ることを祈るよりは、乗り越える未来を創りたいと思います。



感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】令和4年4月15日(金)～4月28日(木)

基本的な 考え方	新型コロナウイルスの 感染拡大を抑制し、安定的な社会経済活動を継続するため 、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u> (以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。
区 域	沖縄県全域

【感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策】

現況

- 歓送迎会等や人の移動が増える3月下旬以降、感染者数が増加しており、第7波に入ったものと考えられます。
- 今回の感染拡大は幅広い世代で見られ、特に19歳以下の方々や高齢者において、増加傾向が顕著となっております。重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が入院患者の増加に拍車をかけており、このままの状況が続けば、医療がひっ迫することが懸念されます。
- 新規感染者数は、多い順で10代、10歳未満、30代、40代、20代となっております、20代が突出して多かった第6波とは、異なる様相を示しています。
- 年代別の新規入院者は、70歳以上の高齢者が約半数を占めており、高齢者の入院患者の増加とともに2週前が約3割、1週前が約4割と、徐々にその割合は上昇しています。

県の方針

- 県は感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するためオミクロン株の特徴を踏まえた以下の事を要請する。
 - ①重症化リスクの高い高齢者へ感染を拡げない
 - ②子どもを感染から守る
 - ③移動・会食に関するリスクを回避する
 - ④ワクチン接種の加速を図る
- 感染拡大による医療のひっ迫を防ぐため、政府に対し、まん延防止等重点措置指定の要請を検討する。

※目安：各圏域新規陽性者数7日間合計前週比2倍超の増加

又は 病床使用率：各圏域60%以上（入院者数が増加し入院調整の困難が生じる水準）

- なお、病床のひっ迫が想定される地域がある場合は、「コロナ感染拡大警報」を発出する。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること**
 - ・ 人との距離(マスク有りでも1m)が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける
 - ・ できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動する
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
- **県外との往来について、訪問先の感染状況を確認し慎重に検討すること**
訪問先では、不特定多数との会食等の感染リスクの高い行動は控えること
 - ・ 往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
 - ・ 出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。
- **離島への往来については、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること**
 - ・ 体調不良の際は中止または延期を検討すること。またワクチン接種の完了または事前のPCR等検査を受検すること
- **模合、歓迎会等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること**
- **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控えること**

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

基本的な感染防止対策に関する要請

- 人との距離の確保、マスクの正しい着用(不織布マスクの推奨)、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接・密閉」の回避(ゼロ密を目指そう)、屋内・車内の十分な換気の徹底
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンター(098-866-2129)を利用ください。
- 家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行い、子どもの感染防止策を徹底すること
- 高齢者や基礎疾患のある方と接する方は特に感染対策を徹底すること
- オミクロン株においても、3回目接種によりワクチンの効果が回復することが示されています。
2回目接種完了後6か月経過後は、速やかに3回目接種をお願いします。
- 厚生労働省の専門家会議によると、ワクチン接種者は、入院を必要とする割合が未接種者より低くなっており「重症化予防」「発症予防」等の効果が期待されています。
- 1回目2回目接種も是非前向きに検討してください(特に高齢者、基礎疾患を有する方、肥満のある方)。
- 感染の広がりに不安のある方は、4月28日まで無料PCR等検査を延長しますので、受検を検討ください。
- ◆ ワクチン接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用、手洗い等の感染対策を続けてください。

※改めて、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと(対象者全員検査を行った場合は除く)
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内での開催、1次会で帰ろう

来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い混雑した場所を避け、会食は4人以下2時間以内(※)でお願いします。
※対象者全員検査をした場合は除く
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- **修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。**
- **その他、旅行等で、来県する前には、3回目のワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。特に県民と交流が予定される「出張」「帰省」「イベント参加」の場合、事前にPCR等検査の受検をお願いします。(※来県される前に、渡航者が居住する都道府県で行う無料検査についてもご利用ください。)**
- 県では、来県前に検査が受けられない方のために、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港で到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。(4月下旬からは、検査枠の拡充を実施)
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】【法によらない協力依頼:働きかけ】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u><ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止(利用者への検温)・ 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)➤ 「<u>沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)</u>」の取得推奨(法第24条第9項)➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底(法第24条第9項)➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(法第24条第9項)</u>(例外:感染防止対策認証店が対象者全員検査の確認を行った場合や介護・介助の場合) <p>(* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p> <p>◆ <u>利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼)</u> ※対象者全員検査を行った場合は除く</p>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合は、飲食専用エリア以外においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

◆ イベントに参加する方々は、参加前後の基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)
 - 入場者が密集しないよう整理・誘導
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないよう取り組むこと)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
 - ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと（体調不良時の従業員の休暇取得の推奨等）挿入
 - マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
 - 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、**面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮するとともに**、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること
 - レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
 - 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を推奨すること
 - 従業員向け定期PCR検査へ積極的に参加すること
申込みはこちら→<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/soumu/kansenshou/ewpcr.html>
 - ワクチン接種を推奨すること(1・2回目及び3回目)
 - 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと
- ◆ 高齢者施設及び障害者施設で陽性者を確認した場合 県コロナ本部総括情報部「病院・施設支援グループ」に施設内における発生状況についてご一報をお願いします。

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- ワクチン接種を推進する。特に高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種を加速化する。
- 保育所等では、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理の徹底、職員へのワクチン接種を推奨した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して注意喚起を行うよう依頼する。

学校等への要請

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- **学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。**
- **健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。**
- 児童生徒等の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- **学校行事(歓迎行事、遠足や宿泊学習等)は、地域や学校の状況を踏まえて延期、縮小、又は中止すること。**
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日2時間程度(早朝練習も含む)、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること。
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避け・2時間以内で利用するよう注意喚起を徹底すること。

※例:音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)

季節の行事に対する注意喚起

①赴任・進学について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 赴任・進学前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は確実に事前のPCR等検査を受検すること
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。

②歓迎会、新歓コンパなどの多人数会食イベントの自粛

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、4人以下2時間以内(※)としてください(自宅開催でも)
※ 対象者全員検査した場合は除く
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。

③清明祭等の行事について

- ◆ できるだけ同居家族で開催するなど、いつも一緒にいる方とお願いします。
- ◆ 高齢者を守るため、マスクの着用等の基本的な感染対策を徹底し、不特定多数との会食は控えてください。



コロナ感染拡大警報



県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**にあります。

感染者が増加傾向にある市町村

〇〇市、〇〇保健所管内

また、以下の圏域においては、病床使用率が上昇しており医療のひっ迫が懸念されます。

医療のひっ迫が懸念される圏域

〇〇圏域

上記に該当する市町村におかれましてはリバウンド防止のため、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するためのお願い

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

医療ひっ迫につながる高齢者への感染をひろげないため、ご協力をお願いします。

②子どもを感染から守る

子どもの感染が多いことから、保護者の皆様、保育・教育関係の皆様、児童施設関係の皆様ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスクを回避する

いわゆる3密を避け、会食は4人以下・2時間以内でお願いします。飲食店におかれては、感染防止対策にご協力をお願いします。

④ワクチン接種の加速を図る

発症予防・重症化予防を図るために、速やかに3回目接種と1回目2回目接種もお願いします(特に高齢者・基礎疾患を有する方・肥満のある方)。

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

ご自分で

- 手洗い、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の徹底(手洗い、マスク着用、3密を避ける)をお願いします。
- **一緒に住んでいない家族や親戚、孫など普段接しない人とは、できるだけ会わない。**
- 積極的にワクチンの接種をお願いします。

ご家族で

- ウイルスを家庭内に持ち込まないよう、皆さんで感染防止対策の取組をお願いします。
○高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- 接種の時期を迎えられた際には、ワクチンの接種をお願いします。

施設内で

- 施設内感染が起こらぬよう感染防止対策の徹底をお願いします。
○職員の体調管理、職員向けの定期PCR等検査への参加をお願いします。
- 県では支援スキームを整備していますので、陽性者を確認した場合は県コロナ本部へご一報を

県の対策

- 介護職員向け定期PCR等検査を実施する。
- 高齢者入所施設等に対する支援体制の構築する。
 - 持続的な支援体制の構築を図るため、重点医療機関及び医師会と連携し、那覇・南部圏域及び中部圏域において、病院輪番制による支援を実施**
 - 看護補助者(介護士)派遣事業を実施し、支援者の拡充を図る。**
 - 医療機関施設支援担当の県職員を補強し、関係団体との連携や施設の支援体制の強化を図る。**

②子どもを感染から守る

子ども 保護者

- **登校前に、必ずご家庭での体温測定をお願いします。**
○発熱、のどの痛み、鼻水など体調不良の場合は、登校を控えてください。
- ご家族に、陽性者が確認された場合は、濃厚接触者となりますので登校・登園等は控えてください。
- お子様と一緒に手洗い、混雑した場所を避ける、体調管理といった感染防止対策をお願いします。

各学校・幼 稚園・保育 所・認定こ ども園・放課 後児童クラブ 学習塾 等

- 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
○マスクの正しい着用 ○小まめな手洗い・手指消毒 ○人との距離の確保(マスク有り1m)
○こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) ○密集・密接・密閉を避ける複合的な対策の実施
- 感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)は控えてください。
- 体調不良の児童・生徒は帰宅させ、先生や指導者の方も、体調不良時は休暇等をお願いします。
- 陽性者が確認されたら、「学校・保育PCR」で幅広く検査実施をお願いします。

県の対策

- 学校・保育PCR検査の強化
○検体回収等を行う現場派遣チームを増強するとともに、委託事業者と連絡・調整を密に行い、**効果的・効率的に幅広い検査を実施する。**
- 保育職員定期PCR検査の実施する。
- **生徒、保護者向け感染予防パンフレットを作成し、配布**

③移動・会食に関するリスクを回避する

県外・離島 移動

- 移動先の都道府県・離島の状況を確認し慎重に検討すること
来訪先では、不特定多数との会食等の感染リスクが高い行動は控えること
- 出発前、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。

会食

- 同一グループ同一テーブルでの会食は4人以下2時間以内としてください。
- 飲食店、自宅等を含めて、5人以上で会食する場合は、事前にPCR等検査を受検してください。
- 感染対策がなされた「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。

控えてください

- × **歓迎会、懇親会、新歓コンパなどの5人以上による会食イベント**
- × **体調不良で参加** × **大声やマスク無しでの会話** × **深酒** × **回し飲み**

県の対策

- **空港PCR検査の拡充**
- **県内の検査試薬や抗原定性検査キットの需給状況の把握に努めて、感染拡大時においても検査を途切れなく実施します。**

④ワクチン接種の加速を図る

県民の 皆さまへ

【3回目接種】

- 新型コロナワクチンは、発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。
このため、重症化予防等の観点から、早く予約できる会場で早期の接種をお願いします。

【1・2回目接種】

- 今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行っております。
まだ初回接種を受けていない皆様におかれましては、ワクチン接種のご検討をお願いします。

市町村

県民の重症化予防等及び社会活動等の早期回復の観点から、各々の自治体における接種の加速化に向け、計画的な取り組みをお願いします。

- 接種券の速やかな発行
- 紛失等接種券の再発行が必要な県民への円滑な対応
- 高齢者施設等への接種に係る働きかけ
- 自治会と連携した住民への呼びかけ 等

県の対策

- 医療従事者確保等市町村の支援
- 市町村補完のための県広域ワクチン接種センターの運営
- **○予約なし接種の導入、企業団体枠の設定**
- **事業者・大学等への集団接種に係る働きかけ**

今なら県内各所、無料で検査を受けられます！

(4月28日まで)

■無料で検査を受けられる場所 (R4.4.7時点)

検査キット
で結果が早
く出ます

地域	PCR、抗原定量検査	抗原定性検査	詳細な検査機関の一覧はこちらから
本島	北部 2 カ所 中部 1 3 カ所 南部 1 6 カ所	北部 2 カ所 中部 8 カ所 南部 8 カ所	
周辺離島	南大東村、伊平屋村、伊是名村、伊江村、久米島町 各 1 カ所	—	
宮古	宮古島市 8 カ所	宮古島市 2 カ所	
八重山	石垣市 4 カ所	石垣市 2 カ所	

※検査を受けに行く時間がない方も、検査キットを購入すれば、ご自分で検査できます。(詳細は右のURLからご覧ください。)



検査を受検するにあたっては、「**コロナかな？と思ったら**」のリーフレットをご覧になって受検後の流れをご確認ください。